

令和3年 第2回定例会

広域利根斎場組合議会会議録

令和3年12月20日開会

令和3年12月27日閉会

広域利根斎場組合議会

令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2



12月20日(月)	○議事日程	3
	○開 会(午後 3時31分)	5
	○開議の宣告	6
	○仮議席の指定	6
	○議長選挙	6
	○議長就任挨拶	7
	○休 憩(午後 3時35分)	7
	○開 議(午後 3時36分)	8
	○議事日程の報告	8
	○諸般の報告	8
	○議席の指定	9
	○会議録署名議員の指名	9
	○議会運営委員の選任	9
	○会期の決定	9
	○管理者提出議案の上程(第2号議案～第5号議案)	10
	○提案理由の説明	10
	◇管理者 大橋良一君	11
	○内容説明	13
	◇事務局長 今井秀行君	13
	◇会計管理者 斉藤重雄君	14
	○決算審査報告	16
	◇代表監査委員 新祖章君	16
	○次会日程報告	17
	○散 会(午後 4時04分)	18

_____	◇	_____	
1 2 月 2 1 日 (火)	○事務整理のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 2 日 (水)	○事務整理のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 3 日 (木)	○事務整理のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 4 日 (金)	○事務整理のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 5 日 (土)	○土曜日のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 6 日 (日)	○日曜日のため休会		
_____	◇	_____	
1 2 月 2 7 日 (月)	○議事日程	1 9
	○開 議 (午後 4 時 0 2 分)	2 3
	○議事日程の報告	2 3
	○質 疑	2 3
	○討 論	2 7
	○採 決	2 8
	◇第 2 号議案の採決	2 8
	◇第 3 号議案の採決	2 8
	◇第 4 号議案の採決	2 9
	◇第 5 号議案の採決	2 9
	○閉会中の継続審査	2 9
	○閉 会 (午後 4 時 2 4 分)	3 0
_____	◇	_____	
署名議員		3 1
_____	◇	_____	
参考資料			
	○管理者提出議案の処理結果	3 3

広域利根斎場組合告示第5号

令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月13日

広域利根斎場組合管理者 大橋良一

1 期 日 令和3年12月20日

2 場 所 メモリアルトネ

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1 番	中 島 正 和 君	2 番	新 井 好 一 君
3 番	中 條 恵 子 君	4 番	栗 原 肇 君
5 番	小 坂 裕 君	6 番	小 坂 徳 蔵 君
7 番	田 中 勝 君	8 番	貴 志 信 智 君
9 番	平 間 益 美 君	10 番	宮 崎 利 造 君
11 番	長 谷 川 富 士 子 君	12 番	井 上 忠 昭 君
13 番	小 林 啓 子 君	14 番	木 村 治 夫 君
15 番	武 藤 壽 男 君	16 番	西 村 茂 久 君
17 番	角 野 由 紀 子 君		

不応招議員（なし）

令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会 第1日

令和3年12月20日

午後3時30分開会

議事日程(その1)

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

議事日程(その2)

諸般の報告

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 会議録署名議員の指名について

日程第 5 議会運営委員の選任について

日程第 6 会期の決定について

日程第 7 第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算(第1号)

日程第 8 第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 9 第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

日程第10 第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 次会日程報告

第 1 日 12月20日（月曜日） 本 会 議

令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会 第1日

令和3年12月20日

午後3時30分開会

議事日程(その1)

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

議事日程(その2)

諸般の報告

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 会議録署名議員の指名について

日程第 5 議会運営委員の選任について

日程第 6 会期の決定について

日程第 7 第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算(第1号)

日程第 8 第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 9 第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

日程第10 第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 次会日程報告

午後 3時29分開会

出席議員（16名）

1番	中島正和君	2番	新井好一君
3番	中條恵子君	4番	栗原肇君
5番	小坂裕君	6番	小坂徳蔵君
7番	田中勝君	8番	貴志信智君
10番	宮崎利造君	11番	長谷川富士子君
12番	井上忠昭君	13番	小林啓子君
14番	木村治夫君	15番	武藤壽男君
16番	西村茂久君	17番	角野由紀子君

欠席議員（1名）

9番 平間益美君

説明のため出席した者の職氏名

管理者	大橋良一君	副管理者	梅田修一君
副管理者	木村純夫君	副管理者	新井康之君
代表監査委員	新祖章君	会計管理者	斉藤重雄君

事務局職員出席者

事務局長	今井秀行	事務局次長	田村秀樹
主幹	野本輝実		

○事務局長（今井秀行君） 皆様、こんにちは。

開会に先立ちまして、事務局からご報告させていただきます。

本組合の議会閉会中に、加須市議会議長及び選出議員3名の組合議員について辞職が許可されました。

そのため、現在議長が不在となっております。

つきましては、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うとなっておりますので、宮崎利造副議長に議長になっていただきまして、議事の進行をお願いしたいと存じます。

副議長さん、議長席をお願いします。

○副議長（宮崎利造君） 皆様、こんにちは。副議長の宮崎でございます。

先ほど事務局長から申し上げましたとおり、当組合議会の議長が不在となっております。議長が選挙されるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

加須市議会選出議員の6名のうち議長を含む選出議員4名の組合議員が辞職したことに伴い、新たに組合議員に、加須市議会の新井好一議員、中條恵子議員、栗原肇議員、小坂裕議員の4名が選出されました。

以上で報告を終わります。この後本会議において、改めて議長の諸般の報告で行われますので、ご了承願ひます。

それでは、間もなく開会いたします。



開会 午後 3時31分

◎開会の宣告

○副議長（宮崎利造君） ただいまから令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○副議長（宮崎利造君） 直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○副議長（宮崎利造君） 日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。



◎議長選挙

○副議長（宮崎利造君） 日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（宮崎利造君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（宮崎利造君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

広域利根斎場組合議会議長に新井好一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました新井好一議員を広域利根斎場組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（宮崎利造君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま副議長において指名いたしました新井好一議員が広域利根斎場組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました新井好一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました新井好一議長に就任のご挨拶をお願いいたします。



◎議長就任挨拶

○議長（新井好一君） 皆様、こんにちは。

ただいま皆様方のご推挙によりまして広域利根斎場組合議会議長の要職に選任いただきました。誠にありがとうございます。

身に余る光栄に存じますとともに、責任の重さを感じている次第でございます。

つきましては、皆様方のご協力をいただきながら当組合の発展に尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様方、また、執行部の皆様方の格別なるご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（宮崎利造君） ありがとうございます。

皆様のご協力によりまして、つつがなく議長が決定いたしました。

それでは、これで議長を辞させていただきます、新井議長に席をお譲りいたします。



◎休憩の宣告

○副議長（宮崎利造君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分



開議 午後 3時36分

◎開議の宣告

○議長（新井好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（新井好一君） 本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎諸般の報告

○議長（新井好一君） この際、諸般の報告をいたします。

初めに、本年6月14日をもって、加須市議会議長及び加須市議会選出議員3名がそれぞれ辞職願を提出されました。地方自治法第126条の規定に基づきこれを許可しましたので、広域利根斎場組合議会会議規則第82条及び第83条の規定に基づきご報告いたします。

次に、加須市議会からそれぞれ新たな組合議員が選出されましたので、議席の指定後に資料を配付いたします。

次に、加須市議会選出議員の辞職に伴い、議会運営委員に欠員が生じたので、この後に議長から指名いたします。

次に、管理者から今期定例会に提出されました議案につきましては、印刷の上配付しておきましたからご了承願うとともに、地方自治法第121条の規定により、議案等の説明のため、管理者をはじめ関係者の出席を求めておきました。

次に、メモリアルトネの施設利用状況報告を受けておりますので、印刷の上、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

これにて諸般の報告を終了いたしました。



◎議席の指定

○議長（新井好一君） 日程第3、議席の指定について行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定に基づき、ただいまご着席の番号をそれぞれ指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井好一君） 日程第4、会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、12番、井上忠昭議員、13番、小林啓子議員の両議員を指名いたします。



◎議会運営委員の選任

○議長（新井好一君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

加須市議会議員から選出されておりました議会運営委員が6月29日をもって欠員となっておりましたが、議会運営委員会条例第4条の規定によりまして、議長から、4番、栗原肇議員、5番、小坂裕議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井好一君） 日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期、日程等につきまして、議会運営委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

貴志議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（貴志信智君） 当委員会は、加須市議会議員から選出されておりました議会運営委員が辞職により欠員となっておりますが、広域利根斎場組合議会運営委員会条例第

13条の規定により議会運営委員会委員6名のうち3名が出席され、半数以上なので成立し、本日午後2時30分から会議を開催し、今期定例会の会期及び日程について協議いたしました。

今期定例会に提出されます議案は、管理者提出議案の4件で、内容につきましては、令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

また、一般質問はありませんでした。

会期につきましては、本日12月20日から12月27日までの8日間とし、その日程等につきましてお手元に配付のとおり決定した次第でございます。

以上です。

○議長（新井好一君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日20日から12月27日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井好一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は決定いたしました。



◎管理者提出議案の上程（第2号議案～第5号議案）

○議長（新井好一君） 日程第7、第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、日程第8、第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第9、第4号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、日程第10、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、これを一括議題といたします。

◇提案理由の説明

○議長（新井好一君） 各議案の朗読は省略し、直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。
大橋管理者。

(管理者 大橋良一君登壇)

○管理者(大橋良一君) 皆さん、こんにちは。

それでは、提案理由を申し上げます。

本日、ここに令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては極めてご健勝にてご参会を賜り、心からお喜びを申し上げます。

また、ご提案申し上げました各議案をご審議いただきますことは、当組合運営にとりまして誠に意義深く、感謝に堪えないところでございます。

提出議案をご説明申し上げる前に、2件についてご報告を申し上げたいと存じます。

1件目は、メモリアルトネの運営状況についてでございます。

まず、令和2年度、前年度におけるメモリアルトネの運営の概要をご報告させていただきます。

令和2年度における施設の利用状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた状況となったところでございます。火葬件数につきましては3,733件で前年度より264件増えておりますが、待合室は3,682件で209件の減、式場は811件で200件の減、霊安室は286件で169件の減でございました。また、小動物火葬につきましては単独火葬、合同火葬を合わせまして3,635件で33件の増となっております。これらの結果、施設使用料につきましては9,278万5,840円で、前年度と比較しまして795万3,600円の減となったところであります。

次に、令和2年度における施設の維持管理についてでございますが、火葬炉関係の修繕工事や移動式粉末消火設備交換工事、非常用放送設備更新、焼香室の空調機修繕などを行ったところでございます。

次に、令和3年度、本年度の途中経過といたしまして、10月末までの施設の利用状況についてでございますが、令和2年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておまして、火葬件数につきましては2,108件で、前年度の同期2,049件に比べ59件増えており、待合室につきましては2,148件で、前年度の同期2,028件に比べ120件増えておりますが、式場につきましては454件で、前年度の同期460件とほぼ同じ件数の利用でございます。

また、小動物火葬につきましては、単独火葬、合同火葬合わせまして2,059件で、前年度の同期2,140件と比べ81件の減となっております。

施設使用料につきましては5,317万円で、前年度の同期と比較しまして169万円の増にとどまっております。

また、令和3年度に予定しておりました火葬炉の大規模改修を10月23日から11月10日までの19日間実施いたしました。事故やトラブルもなく、計画どおり無事完了いたしましたところでございます。

当組合では、管内人口約35万人の皆様が安心してご利用いただけますよう、第2期長期経営計画に基づいて、地元の皆様のご理解の下、安定した運営と万全な維持管理に努めておるところでございます。

今後も引き続き構成市町の皆様との連携を密にし、利便性の向上と適切な管理運営に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして2件目につきましては、議会閉会中の12月8日に当組合参与の角田守良氏から辞職申出書が提出され、13日付で承認いたしました。したがって、現在、参与は不在となっております。

それでは、ただいま上程いただきました各議案について順次ご説明申し上げます。

初めに、第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、火葬業務委託ほか1件について、令和4年度から3年間円滑に実施するため、債務負担行為の設定を措置するものでございます。

次に、第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、本条文中に引用する号ずれなどによる規定の整備を行うものでございます。

次に、第4号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

本案は、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、当斎場組合の加入しております埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定によりご提案申し上げます。

次に、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

本案は、先般、会計管理者から決算書が提出され、監査委員による決算審査が終了した旨報告を受けましたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を賜りたく、関係資料を添えてご提案申し上げます。

以上をもちまして、ご提案申し上げました各案件につきましての説明を終わらせていただきますが、令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）につきましては事務局長から、令和2年度広域利根斎場組合会計決算につきましては会計管理者から内容を説明させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井好一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇内容説明

○議長（新井好一君） 次に、第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）について、内容説明を求めます。

今井事務局長。

（事務局長 今井秀行君登壇）

○事務局長（今井秀行君） それでは、第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

組合議会議案書、1ページをご覧ください。

本案は、火葬業務及び清掃、設備管理に関して令和4年度から3年間の債務負担行為を設定するものでございまして、それぞれ令和3年度中に契約を結び、令和4年4月1日から円滑に業務を遂行できるようにするものです。

火葬業務委託につきましては、人体及び小動物の火葬、火葬炉設備の保守点検、葬祭場の備品管理、建物内の点検、休業日及び夜間の電話受付業務等とございまして、限度額を1億9,918万8,000円とするものでございます。

なお、3年前の令和元年度から令和3年度までの3か年で設定しました火葬に係る業務の債務負担行為の限度額と比較しまして2,392万9,000円の増額となっており、これは当組合の第2期長期経営計画にも明記しておりますが、令和4年度から1日の最大火葬件数を現在の16件から18件に拡大することに伴い、火葬業務委託における業務員の増により増額となるものでございます。

次に、清掃等及び設備管理委託につきましては、施設内の清掃、建築・防災設備、機械設

備、エレベーター等の定期点検及び保守等をごさいますして、限度額を1億755万4,000円とするものでございます。こちらにつきましても、来年度からの火葬件数の増加に伴い、待合室等の使用数も増え、清掃業務の増大が見込まれることから、常勤の清掃業務の人員を増員させる必要が生じることや先ほど申し上げました施設内の各設備機器の保守点検業務の委託費の値上げ等により3か年で2,822万5,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（新井好一君） 以上で内容説明を終わります。

次に、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、内容説明をお願いします。

斉藤会計管理者。

（会計管理者 斉藤重雄君登壇）

○会計管理者（斉藤重雄君） 会計管理者の斉藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

決算書1ページ、2ページをお開き願ひます。

歳入の決算額でございますが、2ページの収入済額の歳入合計欄に記載のとおり、2億3,612万3,705円となり、予算現額2億3,588万7,000円に対し、金額にして23万6,705円の増、率にして0.1%の増となっております。

また、調定額2億3,612万3,705円に対しましては、100%の収入率となっております。

したがいまして、不納欠損額及び収入未済額はいずれもございません。

また、歳入の決算額を前年度の令和元年度と比較いたしますと、金額にして998万1,986円の減、率にして4.1%の減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願ひます。

歳出の決算額でございますが、4ページの支出済額の歳出合計欄に記載のとおり、2億842万4,717円となり、予算現額2億3,588万7,000円に対する執行率は88.4%となっております。

なお、不用額につきましては、2,746万2,283円でございます。

また、歳出決算額を前年度の令和元年度と比較いたしますと、金額にして835万748円の減、率にして3.9%の減となっております。

この結果、歳入決算額2億3,612万3,705円から歳出決算額2億842万4,717円を差し引いた歳入歳出差引残額は2,769万8,988円となっており、前年度差引残額に比べ163万1,238円減少しております。

次に、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金につきましては、広域利根斎場組合を構成しております3市1町からの負担金収入であり、収入済額は1億1,000万円でございます。これは予算現額どおり100%の収入率となっております。

第2款使用料及び手数料でございますが、これは火葬室や待合室、葬祭場等の使用料でございます。収入済額は9,278万5,840円であり、予算現額1億31万5,000円に対し、金額にして752万9,160円の減、率にして7.5%の減となっております。

なお、その他、具体的な内容等につきましては、備考欄等に記載のとおりでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願います。

第1款議会費につきましては、議員人件費及び広域利根斎場組合の議会運営に係る経費でございます。

第1款議会費の支出済額は、12ページの支出済額欄に記載のとおり、143万505円であり、予算現額166万1,000円に対する執行率は86.1%となっております。

第2款総務費につきましては、職員人件費をはじめ、広域利根斎場組合の事務執行に係る一般管理費でございます。

第2款総務費の支出済額は、12ページの支出済額欄に記載のとおり、4,621万1,826円であり、予算現額4,802万3,000円に対する執行率は96.2%となっております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

第3款事業費でございますが、これは広域利根斎場組合の管理運営等に係る経費でございます。

第3款事業費の支出済額は、16ページの支出済額欄に記載のとおり、1億6,078万2,386円であり、予算現額1億8,120万2,000円に対する執行率は88.7%となっております。

なお、その他、具体的な内容等につきましては、備考欄等に記載のとおりでございます。

次に、21ページをお開き願います。

実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

歳入総額 2億3,612万3,000円から歳出総額 2億842万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は2,769万8,000円の黒字決算となっております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の2,769万8,000円でございます。

以上で、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の内容説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井好一君） 以上で内容説明を終わります。

◇決算審査報告

○議長（新井好一君） 続きまして、監査委員より決算審査の結果についてご報告を願います。
新祖代表監査委員。

（代表監査委員 新祖 章君登壇）

○代表監査委員（新祖 章君） 監査委員の新祖でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の結果についてご報告申し上げます。

令和3年11月2日、広域利根斎場組合管理者から審査に付されました令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算書及び関係書類に基づき、武藤壽男監査委員さんとともに、会計管理者及び関係職員から説明を徴して審査いたしました結果、会計処理は適正に行われており、計数的に誤りはなく、予算執行並びに収入支出は全般的に妥当なものと認められました。

なお、細部につきましては、令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算意見書のとおりでございますが、意見書4ページの「決算審査の意見」のところを読ませていただき、報告といたします。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。

6 決算審査の意見。

審査に付された令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算は、関係法令に基づき整備され、決算計数も各証拠書類と符合しており正確であります。

予算執行状況及びその内容についても適正に執行されていたと認めます。

地方財政を取り巻く環境は、税金・地方交付税の減少、子育て支援や高齢化による歳出増加などにより大変厳しい状況であり、構成市町の負担軽減の推進のため、経常経費の削減・合理化、事務効率の向上、そして心温まるよりよいサービスの提供のため努力されることを望み、総括意見として次の事項につき要望いたします。

① 事業の運営面においては、館内における不具合箇所の修繕を中心に安定した火葬業務の確保及び施設整備の充実が認められます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のためのパーティションの設置や手指消毒用アルコールの購入など施設利用者への配慮が伺えます。

今後とも、引き続き利便性の向上のため、より一層努力してください。

② 財産運用では、今後の施設維持管理に向け、長期経営計画に基づく大規模改修工事により、減少した施設整備基金の積立てや負担金の確保が重要となってきます。

また、現在の施設整備基金については、引き続き、安全で有利な財産運用に努めてください。

③ 財政面では、単年度収支で5年連続の赤字決算となりました。これは葬儀の簡素化による使用料収入の減少及び施設の経年劣化による経費の増大によるものです。特に令和2年度はコロナ禍もあって、使用料収入が1億円を割り込んでおり、赤字を解消する取組が必要と考えられます。今後も経費の削減、事務効率の向上に努め、住民目線をもって、計画的な財政運営に努力してください。

以上でございます。

○議長（新井好一君） 以上で、決算審査の報告を終わります。



◎次会日程報告

○議長（新井好一君） 日程第11、次会日程報告をいたします。

明日21日から26日までは休日及び事務整理のため休会とし、27日午後4時から本会議を開き、議案に対する質疑、討論及び採決を行う予定でありますから、ご了承願います。

なお、議案に対して質疑のある方は、12月22日水曜日の午後5時までに質疑発言通告書を提出願います。



◎散会の宣告

○議長（新井好一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

第 2 日	12月21日 (火曜日)	休	会
第 3 日	12月22日 (水曜日)	休	会
第 4 日	12月23日 (木曜日)	休	会
第 5 日	12月24日 (金曜日)	休	会
第 6 日	12月25日 (土曜日)	休	会
第 7 日	12月26日 (日曜日)	休	会

第 8 日 12月27日（月曜日） 本 会 議

令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会 第8日

令和3年12月27日

午後4時00分開議

議事日程

- 日程第 1 第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 4 第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について

午後 3時58分開議

出席議員（17名）

1番	中島正和君	2番	新井好一君
3番	中條恵子君	4番	栗原肇君
5番	小坂裕君	6番	小坂徳蔵君
7番	田中勝君	8番	貴志信智君
9番	平間益美君	10番	宮崎利造君
11番	長谷川富士子君	12番	井上忠昭君
13番	小林啓子君	14番	木村治夫君
15番	武藤壽男君	16番	西村茂久君
17番	角野由紀子君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	大橋良一君	副管理者	梅田修一君
副管理者	木村純夫君	副管理者	新井康之君
代表監査委員	新祖章君	会計管理者	斉藤重雄君

事務局職員出席者

事務局長	今井秀行	事務局次長	田村秀樹
主幹	野本輝実		

○議長（新井好一君） 皆様、こんにちは。

本日は、公私ともにご多用中のところご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちましてご報告いたします。

去る10月3日に執行されました宮代町長選挙におきまして、新井康之町長が見事再選され、引き続き斎場組合副管理者としてご尽力いただくことになりましたので、新井宮代町長に副管理者再任のご挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、新井副管理者、お願いします。

○副管理者（新井康之君） 皆さん、こんにちは、宮代町長の新井康之でございます。

議会開会前にご挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、去る10月3日の宮代町長選挙におきまして、各方面の皆様方から多大なご支援をいただきまして、宮代町長として2期目の町政を担わせていただくこととなりました。当斎場組合副管理者として、管理者並びに副管理者の皆様とともに、広域利根斎場組合の一層の充実に邁進する所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、副管理者再任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新井好一君） ありがとうございます。

第1日目にも報告がありましたが、加須市議会選出議員4名の改選がありました。

これまでの議会運営では、このような改選があった場合には自己紹介をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、私から申し上げます。

当斎場組合議会議長、加須市議会議員の新井でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、続いて、議席番号順に、1番、中島議員からお願いいたします。

○1番（中島正和君） 皆さん、こんにちは。

加須市議会議員の中島と申します。よろしくお願いします。

○3番（中條恵子君） 加須市議会議員の中條恵子でございます。よろしくお願いします。

○4番（栗原 肇君） 加須市議会議員の栗原肇です。よろしくお願いします。

○5番（小坂 裕君） 同じく小坂裕と申します。よろしくお願いします。

○6番（小坂徳蔵君） 加須市議会議員の、私は小坂徳蔵です。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

- 7番（田中 勝君） 久喜市議会議員の田中勝です。よろしくお願いします。
- 8番（貴志信智君） 久喜市議会議員の貴志です。よろしくお願いします。
- 9番（平間益美君） 久喜市議会議員の平間です。よろしくお願いします。
- 10番（宮崎利造君） 久喜市議会議員の宮崎でございます。本組合の副議長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 11番（長谷川富士子君） 久喜市議の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 12番（井上忠昭君） 久喜市選出の井上忠昭です。よろしくお願いします。
- 13番（小林啓子君） 幸手市議会の小林啓子です。よろしくお願いします。
- 14番（木村治夫君） 同じく幸手市議会議員、木村です。よろしくお願いします。
- 15番（武藤壽男君） 幸手市議から選出されております武藤壽男でございます、監査委員を仰せつかっております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 16番（西村茂久君） 宮代町の西村でございます。よろしくお願いいたします。
- 17番（角野由紀子君） 宮代町議会議員の角野由紀子です。よろしくお願いいたします。
- 議長（新井好一君） ありがとうございます。
- 続きまして、執行部においても、大橋管理者から順にお願いいたします。
- 管理者（大橋良一君） 当組合管理者を仰せつかっております加須市長の大橋良一でございます。よろしくお願いします。
- 副管理者（梅田修一君） 副管理者を仰せつかっております久喜市長の梅田修一です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副管理者（木村純夫君） 同じく副管理者を仰せつかっております幸手市長の木村でございます。よろしくお願いします。
- 副管理者（新井康之君） 副管理者の宮代町長の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者（斉藤重雄君） 会計管理者の斉藤でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 事務局長（今井秀行君） 当組合の事務局長を仰せつかっております今井と申します。よろしくをお願いいたします。
- 事務局次長（田村秀樹君） 広域利根斎場組合事務局次長の田村と申します。よろしくお願いいたします。

開議 午後 4時02分

◎開議の宣告

○議長（新井好一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（新井好一君） 本日の議事日程につきましては、印刷の上お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

◎質 疑

○議長（新井好一君） 日程第1、第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）、日程第2、第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第3、第4号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、日程第4、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次これを許します。

質疑回数につきましては2回までですので、あらかじめご了承願います。

なお、質疑並びに答弁につきましては、簡単、明瞭をお願いをいたします。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵君） それでは、第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部改正について質疑を行います。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので提出したというものであります。いわゆるマイナ

ンバー法に係るものです。

組合個人情報保護条例第26条の2の規定は、保有個人情報の提出先への通知を定めております。組合が保有する管内住民の個人情報を提出したときに提出内容について通知する義務を定めております。その情報の提出先について、現行の総務大臣から内閣総理大臣に改正するものです。つまり管内住民の個人情報がストレートに総理大臣に報告されるということです。なぜ総務大臣から内閣総理大臣に変更することになっているのか、その理由について説明を求めます。

次は個人情報ファイルに関わる内容です。

組合個人情報保護条例は、その第1条において、個人情報を保護することが個人の尊厳を確保するために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めるとともに、広域利根斎場組合が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利、利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的としております。

そして条例第2条においては、その第7号で、個人情報ファイルについて定義をしております。

個人情報ファイルとは、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであり、個人の氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである、このように定義し、規定しております。また、同条の第8号では、特定個人情報を定めております。

そこで、組合が保有している個人情報ファイル並びに特定個人情報の保有数について説明を求めます。

次に、今回の改正によって条例に対する今後の影響について説明を求めておきます。

次は、第5号議案 2020年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定であります。

組合を構成する3市1町における新型コロナ感染者数は、直近では3,950人に上ります。そして決算年度において提出された資料を見ると、コロナ感染で亡くなられた方の火葬は20人ということであります。

そこで、コロナ感染防止による火葬の状況等について説明を求めておきます。

以上です。

○議長（新井好一君） 今井事務局長。

○事務局長（今井秀行君） それでは、第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一

部を改正する条例についてのご質疑に順次お答えをいたします。

まず、第26条の2において、総務大臣から内閣総理大臣に変更する理由についてお答え申し上げます。

令和3年5月19日に公布された、いわゆるデジタル改革関連法のうち、「デジタル庁設置法」の附則において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理者が、総務大臣からデジタル庁を所管する内閣総理大臣に変更されたことに伴い、条例第26条の2において引用している用語を改正するものでございます。

次に、条例第2条7号及び8号が定める個人情報ファイル並びに特定個人情報の保有数についてお答え申し上げます。

まず、広域利根斎場組合個人情報保護条例では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、第2条において「個人情報ファイル」の定義を2つ定めております。1点目として、先ほどもありましたけれども、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、2点目として、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとなっております。

また、「特定個人情報」の定義としては、個人番号をその内容に含む個人情報と定めております。

本組合の個人情報ファイルにつきましては、火葬及び葬祭場の利用予約簿、火葬時に必要となる死体埋火葬許可申請書及びメモリアルトネ使用許可申請書、小動物の火葬を申請いただく際の申請書、人体の火葬状況報告データの5件を保有しております。

また、特定個人情報については、取扱いはございませんので、保有しておりません。

次に、条例に対する今後の影響についてお答えいたします。

デジタル関連法による本組合個人情報及びプライバシーの保護に対する影響についてでございますが、デジタル改革関連法のうち、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律」等が改正され、これまで、個人情報保護制度について、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者ごとに適用していた3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体ごとに条例で定めている個人情報保護制度についても、統合後の法律において規定された全国共通ルールとの整合を図り、特に必要な場合に限り、条例で独自の措置を定めることを許容することとされたところでご

ざいます。

本組合といたしましては、改正法において求められる個人情報の保護水準や、今後、国から示されるガイドライン等を参照しながら、広域利根斎場組合個人情報保護条例の改正について、改正法が施行されるまでに適切に対応してまいりたいと存じております。

続きまして、第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてのうち、コロナ感染で亡くなられた方の感染防止による火葬の状況等の質疑にお答えいたします。

広域利根斎場組合管内におきましては、令和2年度にコロナ感染で亡くなり、火葬された方は、先ほど議員から申されましたとおり20名でございました。

当組合において、コロナ感染で亡くなられた方の火葬時における感染防止対策としましては、まず、火葬につきましては、一般火葬終了後の16時火葬とし、ご遺体は主に病院からの直接搬送とし、収骨はメモリアルトネで行っております。棺及び参列者の出入口は一般利用者とは別の施設西側としており、火葬時の参列者の控室は焼香室とし、飲食はご遠慮いただいております。

また、参列者は、できる限り遺族の意向に配慮しつつ少人数とし、体調の悪い方、持病のある方、高齢の方は来場を控えていただいております。

火葬従事者につきましては、感染防止のため防護服、マスク、手袋を着用して防護しており、棺の通過した部分については消毒を行っております。

今後もコロナ感染で亡くなられた方のご利用があった場合には、これらの対策を実施していくこととしております。

以上でございます。

○議長（新井好一君） 小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵君） この第3号議案の組合個人情報保護条例の一部改正、これはデジタル関連法の設置に伴ってデジタル庁が発足し、それに基づいて改正を提案したという内容であります。デジタル化を進めるという名目で、管内住民の個人情報が総理大臣にストレートにつながる仕組みをつくる、これは極めて重大な制度改正だと言わなければなりません。こうした仕組みがつくられて、管内住民の個人情報、プライバシーが保護されるのか、大きな問題があると言わなければなりません。

本条例の第9条においては、コンピューターシステムによる外部提供の禁止が定められております。この間の状況を見ておりますと、これを廃止に持っていく、そのような報道も行

われており、大変ゆゆしき問題だということを指摘しておきます。

それから、第5号議案、斎場組合の決算の関係であります。

コロナ感染で亡くなられた方、この決算年度に20人おられるということでありまして、ただいまの局長の説明を聞いておりますと大変厳格に対応している。ただ、亡くなられた方はそういう感染防止という中で大変厳しい対応を迫られているということもよく分かりました。また、第6波の感染も危惧されておりますが、感染防止、これが第一でありますので、そのようにひとつ努めていただきたいということを申し上げて、私の質疑はこれで終わります。

○議長（新井好一君） 以上で、小坂徳蔵議員の質疑は終了いたしました。



◎討 論

○議長（新井好一君） これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、これを許します。

6番、小坂徳蔵議員。

○6番（小坂徳蔵君） それでは、第3号議案の組合個人情報保護条例の一部改正に関する案件について討論を行います。

本案は、先ほど説明がありましたが、デジタル関連法の制定によって提出されたものです。

本案の内容は、個人情報保護条例の第26条の2において、組合が保有する管内住民の個人情報を提出したいとき、その情報の提出先について、現行の総務大臣から内閣総理大臣に変更するために改正するものであります。ということは、管内住民の個人情報がその都度、総理大臣に報告されるということであります。デジタル化を進めるという名目によって、管内住民の個人情報が総理大臣にストレートにつながる仕組みをつくるという極めて重大な問題を含む制度改正と言わなければなりません。

もっと端的に言えば、国民一人一人の個人情報も全て総理大臣に集中させるという国家的な仕組みであります。それはこの国を超中央集権国家に大きく様変わりさせる危険な改正であると言わざるを得ません。こうした仕組みがつくられて、管内住民の基本的な人権である個人情報及び住民のプライバシーが果たして保護されるのか、それは否と言わなければなりません。

組合の個人情報保護条例は、管内住民の個人情報を保護するため、第9条において、コン

ピューターシステムによる外部提供の禁止を定めております。しかし、国は匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせるため、個人情報保護条例の第9条が定めるオンライン結合の禁止は認めない方針である、このようにも言われております。

組合個人情報保護条例は、その目的の第1条において、この条例は、個人情報保護をすることが個人の尊厳を確保するために必要不可欠である、このように明確にうたっております。今般の改正は、本条例第1条の掲げる目的に反するものであり、本案に反対するものです。以上です。

○議長（新井好一君） 以上で、小坂徳蔵議員の討論は終了いたします。

以上で、発言通告者の討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。



◎採 決

○議長（新井好一君） これより採決に入ります。

採決の方法は、起立採決をもって行いますからご了承願います。

◇第2号議案の採決

○議長（新井好一君） 第2号議案 令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立総員〕

○議長（新井好一君） 起立総員であります。

よって、本案は可決されました。

◇第3号議案の採決

○議長（新井好一君） 第3号議案 広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（新井好一君） 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

◇第4号議案の採決

○議長（新井好一君） 第4号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立総員]

○議長（新井好一君） 起立総員であります。

よって、本案は可決されました。

◇第5号議案の採決

○議長（新井好一君） 第5号議案 令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立総員]

○議長（新井好一君） 起立総員であります。

よって、本案は認定されました。



◎閉会中の継続審査

○議長（新井好一君） 閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

次回会議の日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査としたい旨申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井好一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会における次回会議日程等については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（新井好一君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回広域利根斎場組合議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時24分

署 名 議 員

議 長 新 井 好 一

副 議 長 宮 崎 利 造

署 名 議 員 井 上 忠 昭

署 名 議 員 小 林 啓 子

参 考 資 料

- 管理者提出議案の処理結果

管理者提出議案の処理結果

議案番号	件名	提出月日	議決月日	審議結果
第2号議案	令和3年度広域利根斎場組合会計補正予算(第1号)	12月20日	12月27日	可決
第3号議案	広域利根斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	12月20日	12月27日	可決
第4号議案	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	12月20日	12月27日	可決
第5号議案	令和2年度広域利根斎場組合会計歳入歳出決算の認定について	12月20日	12月27日	認定